

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間③に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成11年6月から同年9月までの標準報酬月額を47万円、同年10月から13年3月までの標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から同年9月1日まで
② 平成8年9月1日から11年6月1日まで
③ 平成11年6月1日から13年4月1日まで
④ 平成13年4月1日から14年3月31日まで

社会保険庁の記録と給与明細書を比べてみると、標準報酬月額が当時の給与額や保険料控除額と合わないところがある。また、平成14年3月以降も継続して勤務していたので、加入期間についても正しい記録に直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成11年6月から同年9月までの期間は47万円、同年10月から13年3月までの期間は32万円と記録されていたところ、13年3月29日付けで遡及して引き下げられており、それぞれ15万円に記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の全部について給与明細書を提出しており、これを見ると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う報酬額及び厚生年金保険料控除がなされていることが確認できる。

また、複数の元同僚についても、申立人と同様に、平成13年3月29日付けで遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票の記載から、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、複数の同僚も、当時、当該事業所は経営不振に陥っており、厚生年金保険料を滞納していた旨証言をしている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年3月29日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は、事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、事業主が当初届け出たとおり、平成11年6月から同年9月までの期間は47万円、同年10月から13年3月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①、②及び④については、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額が、申立人が提出した給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間③に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、平成11年6月から同年9月までの標準報酬月額を44万円、同年10月から12年9月までの標準報酬月額を30万円、同年10月から13年3月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

申立期間⑤について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成14年1月及び同年2月の標準報酬月額に係る記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間⑥について、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月17日から同年11月1日まで
② 平成9年11月1日から11年6月1日まで
③ 平成11年6月1日から13年4月1日まで
④ 平成13年4月1日から14年1月1日まで
⑤ 平成14年1月1日から同年3月31日まで
⑥ 平成14年3月31日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録と給与明細書とを比べてみると、標準報酬月額が当時の給与額や保険料控除額に比べてかなり低くなっている。また、会社が社会保険から脱退した後も保険料が控除されているので、正しい記録に直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成11年6月から同年9月までの期間は44万円、同年10月から12年9月までの期間は30万円、同年10月から13年3月までの期間は26万円と記録されていたところ、平成13年3月29日付けで遡及して引き下げられており、それぞれ15万円に記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の全部について給与明細書を提出しており、これを見ると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う報酬額及び厚生年金保険料控除がなされていることが確認できる。

また、複数の元同僚についても、申立人と同様に、平成13年3月29日付けで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票の記載から、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、複数の同僚も、当時、当該事業所は経営不振に陥っており、厚生年金保険料を滞納していた旨証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成11年6月から同年9月までの期間は44万円、同年10月から12年9月までの期間は30万円、同年10月から13年3月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間⑤について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成14年1月及び同年2月について26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる資料が無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑥について、雇用保険の記録、申立人が提出した給与明細書及び元同僚の証言から、申立人は、A社に平成14年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は平成14年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、事業主は「事業を継続している状況であったが、保険料の納付が困難になったため、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を行った。」と証言している上、元従業員は、「平成14年3月以降も事業所は営業を続けており、従業員もそのまま勤務していた。」と証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成14年3月分の給与明細書における厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間①、②及び④については、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額が、申立人が提出した給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成6年4月から同年5月までの標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年6月30日まで

社会保険事務所の職員が家に来て、私の申立期間における標準報酬月額が引き下げられていることを知った。申立期間当時、給料が下がった覚えがないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成6年6月30日に適用事業所でなくなっているところ、同年11月7日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が18万円から8万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は代表取締役の妻であるが、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により取締役等の役員ではなかったことが確認できる上、当該^{そきゅう}遡及訂正処理についても、「社会保険関係の業務には関与しておらず、標準報酬が^{そきゅう}遡及して引き下げられていたことも承知していない。また、当時、社会保険事務所の職員と面談等した記憶も無い。」と主張している。

さらに、申立人は、雇用保険の加入歴を有しているほか、従業員及び顧問社会保険労務士からも、「申立人は、社会保険関係の手続等は一切関与していなかった。当該手続に関しては、全て社長一人でやっていた。」との証言を得ていることから、申立人が当該標準報酬月額に係る^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から同年 11 月 20 日まで

平成 6 年 2 月から、A 事業所の事務長として招かれ、月に 54 万円ほど給与をもらっていた。昨年、社会保険事務所に伺った折に、この期間の標準報酬月額があまりに低いので驚いた。給与明細書等はないが、標準報酬月額 53 万円に相当する厚生年金保険料が引かれていたはずだ。調査の上、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳の写しから、申立人の A 事業所における給与の手取り支給額は確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A 事業所において、平成 6 年 2 月 1 日付けの随時改定により、被保険者 100 名のうち 53 名の標準報酬月額が引き下げられており、申立人については、53 万円から 20 万円に引き下げられ、同年 10 月 1 日付けの定時決定においても 20 万円であることが確認できる。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、さかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

加えて、社会保険庁の標準報酬月額の記録は、B 厚生年金基金が管理する標準報酬月額の記録と一致している。

なお、申立人は、申立期間当時、A 事業所の事務長であったとしているところ、元 A 事業所長及び複数の同僚並びに当時の事務を請け負っていた社会保険労務士は、「申立人は、当該事業所の事務関連のすべてを仕切っており、社会保険事務に係る届出について、すべて承知しているはずだ。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 18 日から 36 年 8 月 31 日まで
昭和 34 年 9 月から 36 年 8 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、34 年 9 月 18 日で途切れていることがわかった。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び元同僚であるその妻の証言等から、申立人が昭和 34 年 9 月 8 日に資格喪失した後も、A 社に勤務していたことは推認できるものの、退社日が確認できる資料は無い。

また、当該事業所は昭和 56 年 7 月に全喪しており、事業主は既に死去している上、申立人と同一の部署に勤務していたとする複数の元同僚についても、既に死去しているか、病気等の理由により証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保有する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、被保険者期間が途中で欠落した記録になっている者が多数確認できることから、事業主が、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえ、申立人が、「昭和 34 年 9 月ごろに、会社から一方的に日給の引下げを告げられた。」と証言していることを考え合わせると、事業主が、申立期間について、申立人を被保険者として取り扱っていなかった可能性も考えられる。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。